

現代家族と家族政策——利谷報告へのコメント

棚 村 政 行

家族法は、その時々典型的な在べき家族像を追求しながら、家族に対する規制を加えている。たとえば明治民法が基軸としていた「家」制度は、観念的政治的拡大家族モデルに依拠していた。それは、当時の天皇制の絶対主義的国家体制を維持強化するために、家族を国家と擬制して国民の忠誠心と統合を図る「家族国家観」を形成し、殖産興業・富国強兵という国家体制の中央集権化を図り後進的な資本主義を国家主導で発展させるのにふさわしい家族モデルが採用されたといえよう。また、戦後の民主化政策のなかで追求されたのは、核家族モデル、婚姻家族モデルのもとで「性別役割分業にもとづく核家族」であった。人口の流動性が高まり、主婦婚が奨励されることで、高度経済成長を支える労働力の流動化、サラリーマン家庭の安定化が促進された。この時期、企業の発展や高度化を支えるにふさわしい家族形態と家族政策がとられた。

社会の高齢化、少子化、非婚化、国際化、高度情報化、産業構造の変化、性風俗の自由化、女性の労働市場進出などの激しい変化のなかで、家族をもっぱら集団や基礎的単位として把握するアプローチから、個人を単位としてその自立や人権を保障する観点からみるというアプローチが強くなってきた。家族の中でのひとりひとりの人権が守られることを家族法の主要な目的とみる立場＝個人本位の家族法、家族観と、家族という団体や集団を基礎にその法的保護のあり方を考える立場＝団体本位の家族法、家族観が考えられる。しかしながら、家族法は一方で家族内での個人の権利義務を明らかにするとともに、家族というまとまりや絆を保護するという側面ももっている。団体的家族観を強調しすぎると、戦前のような集団主義のもとで個人を抑圧したり、個人の自己決定や権利が侵害される可能性もある。他方、家族における個人主義の徹底化は、家族解体論や家族消滅論にもつながりかねず、多元的で多様な家族モデルを受け入れる柔軟なアプローチが必要とされよう。

また、身分から契約へという近代法の推移に対して「契約から身分へ」の動向、脱家族化＝個人化と家族の自律化＝国家の法規制の強化という現象も指摘しなければならない。つまり、身分や生まれによって固定的に法律関係が決定された時代から、契約という自由な選択により法律関係が形作られるのが近代法の歩みだったが、現在は、国家や法が作った身分や地位に基づく新たな介入的保護のあり方が「新しい身分」を作り出している。また、大人の問題はどんどん合意や選択により法規制が後退するのに対して、子供や女性、高齢者など弱者、少数者の人権を保障するために国家や法が積極的に介入し規制を強める傾向もはっきりしてきている。たとえば、ストーカー規制法、DV法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法が適例である。

ところで、家族法では「事実の先行性」ということが言われてきた。つまり、法的状態よりも身分的な生活事実が尊重されるという考え方である。夫婦・親子などの家族関係の成立・解消については、意思とともに事実が重要な働きをする。各種身分行為の届出という形式だけでなく、意思と生活事実とのそれぞれの関係をもう一度検討する必要がある。また、家族関係の法規制をめぐるのは、家族が私的空間であり、その自治や自律が尊重されなければならない。家族生活の大部分は、法の規律の対象とならない非法（習俗や慣行、文化、宗教等）の領域でそれぞれの自治型の非法的ルールで解決されることが多い。夫婦関係や子の奪い合いでカウンセリングや教育的調整的機能が重視されるのは、自律支援という発想からである。そこで、家族法を研究する者のひとりとして、現代の家族と法制度、家族をめぐる法政策との相互の関係をどのような視角から接近すべきかどうかという観点から、今回の利谷報告の提示した問題点と課題を明らかにしてみたい。

ところで、家族と法、家族と国家との関係をみると、現実の家族がどのような形態をとり、どんな実情にあるか、法のシステムはどのような家族像を理想として規制をかけようとしているのか、国家はどんな目的のためにどのような家族像を政策的に追求しようとしているかという、それぞれの視角から、三者の複雑に交錯する場面を、時代的に、社会的に、法分野別に分析検討する必要がある。とくに、家族と国家との関係の解明は、具体的な家族政策の動きとともに、それを支えている家族をめぐる法の全体構造と現実の機能を総体として各構成要素ごとに分析することによってはじめて可能となる（利谷信義「家族と国家」118頁）。

第1期の戦後の改革期の家族政策の柱は、家制度の廃止であり日本国憲法の理念

にしたがい、近代小家族をモデルとする法的装いを改める家族法の改正作業であった。現行家族法の先取性、柔軟性、白紙条項化、家庭裁判所制度の新設、家族単位の戸籍制度の維持などにより、少なくとも現実の家族を封建的家父長制的な家制度から夫婦中心の近代小家族へと方向づけた。

第2期は、1950年代後半以降の高度経済成長と家族の大きな変化にともない、家族と家族政策にも大きな変動が訪れた。近代的小家族をモデルとする法的家族像は、特殊日本的資本主義に適合的な家族モデルであり、高度経済成長を支える労働力の流動化には好都合な家族形態であった。しかし、核家族化は、社会的な法的な支援がなければ家族の脆弱化や機能低下をもたらす。そこで家庭基盤の充実と称して親子関係を中心とした家族集団としての世帯の強化、近代的小家族モデルへの批判が登場することになった。

第3期の家族と家族政策は、家族・地域社会・組織体との新たな関係を模索するものであった。女性の労働市場進出により、賃金格差、性別による固定的な役割分業のあり方が問われ、離婚や晩婚化、シングル志向、少子化、高齢化が一段と進んだ。低成長期の福祉見直し論や田園都市構想、日本型福祉社会論には、核家族化、マイホーム主義、個人主義の行き過ぎへの反省と称して、隣人愛、社会的連帯感、公共的義務感、家族の共同体意識など、新たに家庭基盤や家族の機能を拡大を強調して、地域社会や家族の役割を説くことで、社会や国家のすべき責任が軽減されようとしていたのではないか。

第4期は、まさに1999年の男女共同参画社会基本法に代表されるように男女平等政策、女性労働政策、少子高齢化の家族政策などが積極的に推進され、家族と法のシステムについても、ますます多様化する現実の家族に対して、一定の婚姻家族モデルでの法的規制が他の家族形態を排除したり差別することにつながらないか、家族の自立支援と集団としての家族の連携・協力関係の強化との相互関係をどのように見直すかが問われている。

児童虐待防止法、DV法、成年後見法、生殖補助医療の法整備、年金制度改革、税制改革などを見ても、まさに現実の家族の変動、家族に対する法規制のあり方、国家や社会の家族政策のあり方という三者の相互関係が問われている。国家が多様な家族のあり方やライフスタイルの自由を尊重し、社会保障制度や社会福祉施策を通じて弱くなった家族や地域社会をバックアップし、本来の家族としての機能が十全に果たせるようにすることが必要であろう（利谷・116頁）。

とくに第3期、4期の家族と家族政策では、家族に関する国際社会での潮流がグローバル化に伴い無視できない存在になっていることが指摘できる。国際的な家族法の動向は、国内の家族の法システムや家族政策にも重大な影響を及ぼす。児童の権利条約や女性差別撤廃条約、国際人権規約など国際的な条約の批准承認により、国家としての責務が発生し、国内法システムや国家の家族政策も左右される。家族の国際化は、家族内での個々人の人権保障を強化促進する役割も果たす。他方、国内法を支える文化、伝統、宗教など固有の規範との間に対立衝突をももたらす。古い価値と新しい理念との衝突を調整するため、現代法の役割は見直される必要がある。

またとくに、第4期の家族政策の展開では、1999年の男女共同参画社会基本法の制定などの一連の男女平等政策、1998年の男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法改正など女性労働政策、1990年の1.57ショック以降の少子化対策、1989年のゴールドプラン、1994年のエンゼルプラン、1995年の高齢社会対策基本法、2003年少子化社会対策基本法などの少子化・高齢化をめぐる家族政策、2001年のDV法、2000年ストーカー規制法、2000年の少年法改正、児童虐待防止法、1999年の住民基本台帳法改正によるネットワーク化など、現代家族の多様性と脆弱性が急激に進む中、家族、地域社会、企業を中心とする組織体のあり方と相互関係の見直しが進められていることが特徴的である。

しかしながら、男女平等政策、女性労働政策の推進と、少子高齢化に伴う家族政策に伴う家族強化政策や家族支援の実現方法をめぐって、家族諸政策相互の内部矛盾や緊張対立関係はさらに深刻化し、他方で、伝統的な価値や家族制度への回帰を求めるバックラッシュが登場し、夫婦別姓選択制の導入や婚外子の相続分差別の撤廃等の立法課題は棚ざらしとなっている。このような家族と法政策をめぐる状況の不安定さをカバーしようと、プライベートな生活領域への法による強権的介入、権力的規制の方向も強くなりは始めている。

利谷報告を聞いて、先進諸国のなかで比較的安定的に推移してきた日本の家族が70年代以降大きな変動に見舞われ、その時期ごとにとられた家族政策は家族への規制緩和と家族への規制強化で大きく揺れたことがわかる。たとえば、離婚の増加、少子高齢化、小家族化などの急テンポな展開に伴い、一方で、家族の多様化、ライフスタイルの自由、個人の自立と自己決定の尊重の立場から、婚姻に対する脱制度化、規制緩和の動きが一段と進んだ。大人の問題に対して制度的内容的に法が介入

することを回避し、謙抑的であるべきことが説かれた。これに対して、高齢者や女性、子どもなど弱く小さくなる一方の家族に対して、DV法、児童虐待防止法、介護保険法・成年後見法、生殖補助医療などの法制度の整備と介入強化が明確に打ち出されている。もはや、これまで前提とされ自明のこととされた家族のモデルや家族像そのものがまさに問われている時代だといってもよい。このような現代家族の置かれた不安定な状況は、家族と法政策のあり方につき再検討と再定義を迫り、市民運動の育成、教育改革、小さな政府、グローバル化など周辺の領域での大きな変動をも総体的な考察の対象としながら、家族、国家、社会、そして個人の三者ないし四者の適切な相互関係と役割分担の検討は、今後も粘り強く続けられなければならない。公私の間の緊張対立関係と、公私の融合・協力関係との調和点をどのあたりに求めるかが、まさに今後の家族の法政策の決定にあたっても焦点になってくるだろう。

利谷報告により、国家、家族、地域社会、職場などに起こりつつある変化とそれら相互の関係の変化を内側、外側から冷静に分析しつつ、各種の現代的諸問題に有効に対処するバランスのとれた具体的な施策の立案と実施が求められており、とくに法には基本的な方向を示す枠組みを形成し、その政策的選択を実現し推し進める役割が求められており、そうした法の政策形成機能に今後とも注目しなければならないことが一層明らかになった。